

「特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令案等に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

平成20年1月11日

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課化学物質評価室
労働衛生課環境改善室

1. 意見募集の結果

標記について、ホームページ等を通じて意見を募集したところ、以下のようなご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

番号	ご意見等の概要	件数	ご意見に関する考え方
1	産業界の実態を勘案して設備について、より長い経過措置期間を設定していただきたい。	2件	ホルムアルデヒドに関する作業環境測定の実施については、平成19年12月14日付けで公布された「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(平成19年政令第375号)附則第2条により、平成21年2月28日までの間はその規定を適用しないこととしているところです。 また、ホルムアルデヒド、1,3-ブタジエン又は硫酸ジエチルに係るもののうち既存の製造・取扱い設備又は作業場所(平成20年3月1日に現に存するもの)については、設備の密閉化、局所排気装置等の設置等に係る規定の適用を、施行日から1年間猶予することとしたところです。
2	研究及び検査用途に対しては適用除外としていただきたい。	1件	研究及び検査であってもリスクの高い作業があると考えられることから、研究及び検査であることのみをもって、一律に特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)の各規定の適用を除外することは適当ではないと考えております。 なお、特化則第6条においては、作業場の空気中における第二类物質のガス等の濃度が常態として有害な程度になるおそれがないと所轄の労働基準監督署長が認定する場合に、発散抑制設備の設置等の規定を適用しないこととされています。
3	1回/年程度の使用である場合の測定の可否を明示していただきたい。	1件	作業環境測定の実施については、「第1類物質または第2類物質の製造または取扱いが常時行なわれる屋内作業場について、その労働環境内のこれらの物質のガス、蒸気または粉じんの気中濃度を定期的に測定すること。」(昭和46年5月24日付け基発第399号)と示しているところです。
4	使用頻度の低い場合(例えば、半年1回以下)の免除規定を設けていただきたい。	1件	特化則第5条第1項但し書において、「臨時の作業を行う」場合について発散抑制設備を設けることを不要とする旨の規定を設けているところです。
5	設備対応が困難な場合の特例措置を設けていただきたい。	1件	特化則第5条第1項但し書において、「設置が著しく困難な」場合について発散抑制設備を設けることを不要とする旨の規定を設けているところです。

6	密閉装置の規定を明確にしてください。実施の段階で具体的にどのようにすればよいのか不明確である。	1件	<p>ガス等の発散源を密閉する設備については、特化則第5条第1項において規定しているところです。</p> <p>なお、個別の事業場において、講ずべき具体的な措置等御不明な点があれば、所轄の労働基準監督署等と御相談ください。</p>
7	特定第二类物質に追加されたホルマリンを使用する「燻蒸作業の従業者」の健康管理は、通常の定期(雇入れ時)健康診断のみでよいこととされたい。	1件	<p>ホルムアルデヒド等を製造し、又は取り扱う作業については、その作業全般についてリスクが高いと認められたため、「平成18年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書」に基づき、労働者の適切な健康管理を行うためには年に1回の通常の一般定期健康診断でなく、その作業全般に関して、特定業務従事者の健康診断として年に2回の一般健康診断を実施することが必要であると考えています。</p> <p>なお、年に2回の健康診断を行うべきことについては、先般公布した労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第375号)及び特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令第155号)等の制定に伴い発出する施行通達で明記することとしています。</p>
8	燻蒸作業終了後、当該場所に立ち入る場合の目安となるホルマリンの値を示してください。	1件	<p>ホルムアルデヒドを用いて行う燻蒸作業については、特化則第38条の14に基づく規制対象としておりません。</p> <p>この点については、今後検討することとしております。</p>

2. その他

改正案についてさらに検討を重ねた結果、以下の点について内容を修正することとしました。

- 以下のものに係る作業環境測定法施行規則第54条第2号の登録の基準については、なお従前の例によることとする。
 - ・適用日において、現に作業環境測定法第33条第1項の登録を受けている者
 - ・適用日前になされた同条第2項の登録の申請